（湿式型の衝撃式削岩機の給水）

第十五条　事業者は、第四条の規定により設ける湿式型の衝撃式削岩機については、労働者が当該衝撃式削岩機に係る特定粉じん作業に従事する間、有効に給水を行わなければならない。

2　事業者は、前項の特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該特定粉じん作業に従事するときを除く。）、同項の衝撃式削岩機に有効に給水を行うこと等について配慮しなければならない。

（湿潤な状態に保つための設備による湿潤化）

第十六条　事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備により、労働者が当該設備に係る粉じん作業に従事する間、当該粉じんの発生源を湿潤な状態に保たなければならない。

2　事業者は、前項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該粉じん作業に従事する間（労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く。）、同項の設備により、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つこと等について配慮しなければならない。

（休憩設備）

第二十三条　（略）

2　（略）

3　粉じん作業に従事した者は、第一項の休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならない。

（掲示）

第二十三条の二　事業者は、粉じん作業に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一　粉じん作業を行う作業場である旨

二　粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

三　粉じん等の取扱い上の注意事項

四　次に掲げる場合にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具

イ　第七条第一項の規定により第四条及び第六条の二から第六条の四までの規定が適用されない場合

ロ　第七条第二項の規定により第五条から第六条の四までの規定が適用されない場合

ハ　第八条の規定により第四条の規定が適用されない場合

ニ　第九条第一項の規定により第四条の規定が適用されない場合

ホ　第二十四条第二項ただし書の規定により清掃を行う場合

ヘ　第二十六条の三第一項の場所において作業を行う場合

ト　第二十七条第一項の作業を行う場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合及び第二十七条第一項ただし書の場合を除く。）

チ　第二十七条第三項の作業を行う場合（第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）

（清掃の実施）

第二十四条　（略）

2　事業者は、粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等及び第二十三条第一項の休憩設備が設けられている場所の床等（屋内のものに限る。）については、たい積した粉じんを除去するため、一月以内ごとに一回、定期に、真空掃除機を用いて、又は水洗する等粉じんの飛散しない方法

（湿式型の衝撃式削岩機の給水）

第十五条　事業者は、第四条の規定により設ける湿式型の衝撃式削岩機については、当該衝撃式削岩機に係る特定粉じん作業が行われている間、有効に給水を行わなければならない。

（新設）

（湿潤な状態に保つための設備による湿潤化）

第十六条　事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備により、当該設備に係る粉じん作業が行われている間、当該粉じんの発生源を湿潤な状態に保たなければならない。

（新設）

（休憩設備）

第二十三条　（略）

2　（略）

3　労働者は、粉じん作業に従事したときは、第一項の休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならない。

（新設）

（清掃の実施）

第二十四条　（略）

2　事業者は、粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等及び前条第一項の休憩設備が設けられている場所の床等（屋内のものに限る。）については、たい積した粉じんを除去するため、一月以内ごとに一回、定期に、真空掃除機を用いて、又は水洗する等粉じんの飛散しない方法によ